

千葉県立保健医療大学G P A制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学履修規程第11条の規定により、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における Grade Point Average（履修科目の成績の平均値。以下「G P A」という。）制度に関し必要な事項を定め、明確で客観的な総合的成績評価を示すことにより、学生の自主的な学修を維持し促進する仕組みを構築するとともに、大学教育の質の確保に資することを目的とする。

(G P の算定)

第2条 学生が履修した授業科目の Grade Point（以下「G P」という。）の算定にあたっては、成績評点を直接算定する functional GPA 方式を採用し、計算式は次のとおりとする。

$$G P = \frac{(100 \text{点満点の成績評点} - 55)}{10}$$

2 成績評点が59点以下の授業科目のG Pは0とする。

(G P Aの種類と算定)

第3条 各学期のG P A（以下「学期G P A」という。）及び累計のG P A（以下「累計G P A」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第二位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学期G P A} = \frac{(\text{当該学期の履修科目のG P} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期の履修科目の総単位数}}$$

$$\text{累計G P A} = \frac{(\text{全学期の履修科目のG P} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{全学期の履修科目の総単位数}}$$

(G P Aの対象科目・除外科目等)

第4条 各学科・専攻で開講する授業科目のうち、卒業要件に算入できるすべての授業科目をG P Aの算定対象科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当する場合は、G P A算定の対象外とする。

- (1) 千葉県立保健医療大学学則第38条から第40条までの規定により、本学において単位認定された科目
- (2) 本規程第5条により履修登録取消を行った科目
- (3) その他本学が特に定める科目

(履修登録取消制度)

- 第5条 GPAの対象科目について、履修登録をした授業科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由から、別に定める履修取消期間内に限り、履修登録を取り消すことができる。なお、履修登録取消対象科目は、前期後半科目及び後期後半科目とする。
- 2 履修取消期間内に取消手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価及びGPAの算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不合格となる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、履修取消期間前に全ての授業回を終える授業科目については、履修取り消しをすることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、休学、傷病等のやむを得ない事由で学生から履修取消申請のあった授業科目については、教務委員会での議を経たのち、履修取消期間以降において履修を取り消すことができる。

(再履修)

- 第6条 不合格と評価されたのちに再履修によって合格し、単位を修得した授業科目については、再履修によって得た成績評点及び単位数をGPAの算定に算入するとともに、当該科目について過去に得た不合格の成績評点もGPAの算定に算入する。

(成績証明書への記載)

- 第7条 各学期の成績発表日に学期GPA及び累計GPAを通知する。
- 2 学期GPA及び累計GPAは、成績証明書に記載する。
- 3 本学卒業後に発行する成績証明書には、累計GPAを記載する。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、教務委員会の議を経て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、2019年度以降の入学生及び2021年度以降の3年次編入生から適用する。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者及び2019年度以降に再入学する者については、なお従前の例による。
- 3 この細則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

